

秦野市医師会看護師修学等資金貸与要領

(平成21年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要領は、将来秦野市内の医療機関において看護師、准看護師又は助産師の業務に従事する有能な人材を育成するため、看護学校等の養成機関に在学する者に秦野市医師会看護師修学等資金を貸与し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

(貸与の対象者)

第2条 秦野市医師会（以下「本会」という。）は、看護師、准看護師又は助産師（以下「看護師等」という。）の養成機関において修学する者のうち、秦野市医師会看護師修学等資金（以下「修学等資金」という。）の貸与を希望し、かつ、次の要件を備える者に修学等資金を貸与する。

- (1) 心身健康及び品行方正で、成績が良好な者
- (2) 養成機関を卒業後、本会会員の医療機関（秦野市内にあるものに限る。
以下「市内医療機関」という。）において、常勤職員として看護師等の業務に従事することを希望する者

(修学等資金の額)

第3条 貸与する修学等資金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める額とする。

- (1) 入学資金 養成機関に支払う入学金又は100,000円のうち、いずれか少ない額
- (2) 修学資金

区分		貸与月額
課程	養成機関	
看護師・助産師	大学（4年制）	月額35,000円
	その他	月額30,000円
准看護師		月額20,000円

2 入学金のみの貸与は不可とする。

(貸与期間)

第4条 修学等資金の貸与期間は、貸与を決定した日の属する月から養成機関の課程を修了する日の属する月まで（ただし正規の修業年数を限度とする）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める区分により、それぞれの各号に定める月から貸与期間とすることができます。

- (1) 修学1年目 入学日の属する月（入学資金を含む。）
- (2) 修学2年目以降 貸与を決定した日の属する年度の最初の月
（申込手続）

第5条 修学等資金の貸与を希望する者は、看護師修学等資金貸与申込書（第1号様式）に次の書類を添えて、会長に申し込まなければならない。

- (1) 推薦書（第2号様式）については、在学する養成機関の長、秦野市医師会員、最終学校の教員等の推薦とする。

- (2) 在学する看護学校等の在学証明書
- (3) 住民票の写し

2 前項に定めるもののほか、他の修学等資金を借り受ける者は、その内容が明らかとなる書類の写しを提出するものとする。

（修学等資金貸与委員会）

第6条 会長は、前条の規定による修学等資金の貸与の申し込みについては、その適否を審査させるため、修学等資金貸与委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、会長が本会の会員の中から任命する者及び秦野市職員の中から委嘱する者により構成する。

3 その他、委員会の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

（貸与の決定）

第7条 会長は、第5条の規定により修学等資金の貸与に係る申し込みを受けたときは、委員会にその適否を審査させ、その結果に基づいて貸与の可否を決定する。

2 会長は、前項の規定により修学等資金の貸与の可否を決定したときは、その結果を看護師修学等資金貸与承認（不承認）決定通知書（第3号様式）により、その申し込みをした者に通知する。

（連帯保証人）

第8条 修学等資金を借り受ける者（以下「被貸与者」という。）は、2名の連帯保証人（以下「保証人」という。）を立てなければならない。

2 保証人は、独立の生計を営む成年者とし、そのうち1名は、修学等資金を借り受ける者の親権者又はこれに準じると認められる者でなければならない。

3 保証人の届出は、修学等資金を借り受ける者が会長に提出する誓約書（第4号様式）に記載することにより行うものとする。

4 保証人の届出には、保証人各々の住民票及び前年度の納税証明書、印鑑登録証明書を添付することとする。

（修学等資金の交付）

第9条 修学等資金は、年度毎に年2回に分けて、会長が定める日に交付するものとする。ただし、必要があるときは、別に交付することができる。

2 振り込み先金融機関は、本会が指定する金融機関とする。

3 被貸与者は、修学等資金の振込前に、秦野市医師会へ在学証明書及び現況届（年1回）を提出しなければならない。

4 被貸与者は、在学中の毎年4月に、秦野市医師会へ在学証明書を提出しなければならない。

5 被貸与者は、前項の規定により修学等資金を受領したときは、看護師修学等資金受領書（第5号様式）を振り込み後10日以内に会長に提出しなければならない。

（貸与の辞退）

第10条 被貸与者は、看護師修学等資金貸与辞退申出書（第6号様式）を会長に提出することにより、修学等資金の貸与を辞退することができる。

（貸与の停止）

第11条 会長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間、修学等資金の貸与を停止する。この場合において、それらの月分として既に貸与された修学等資金があるときは、その被貸与者が復学した日の属する月の翌月分以降の分として貸与したものとする。

- (1) 休学 休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間
- (2) 停学 停学の処分を受けた日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間
- (3) 留年 留年している期間

（貸与の取消し等）

第12条 会長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学等資金の貸与を取消し又は停止しなければならない。

- (1) 死亡又は退学したとき。
- (2) 第2条に定める要件に該当しなくなったとき。
- (3) 申請内容に偽りのあることが判明したとき。
- (4) 第10条に規定に定める申し出による決定をしたとき。
- (5) 第11条に規定する定める要件に該当したとき。

2 会長は、前項の規定により修学等資金の貸与を取消し又は停止したときは、その理由が生じた日の属する月分まで貸与するものとし、その内容を看護師修学等資金貸与取消等通知書（第7号様式）により被貸与者に通知するもの

とする。

(修学等資金借用証書の提出)

第13条 被貸与者は、修学等資金の貸与期間が終了し、又は前条第1項各号のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から20日以内に保証人と連署のうえ、看護師修学等資金借用証書（第8号様式）を会長に提出しなければならない。この場合において、被貸与者の死亡によるときは、保証人がこれを行うものとする。

(修学等資金の返還)

第14条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その理由が生じた日から30日以内に貸与を受けた修学等資金の全額を一括して返済しなければならない。ただし、一括して返済することができない理由があると会長が認めるときは、分割払の方法により返済の理由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学等資金の貸与を受けた期間に相当する期間内に返還させるものとする。

- (1) 養成機関を卒業したとき。
- (2) 養成機関を卒業した日から1年を経過する日までに看護師等の免許を取得できなかったとき。
- (3) 第12条の規定により修学等資金の貸与を取り消されたとき。

2 修学等資金の返還の方法については、会長が別に定めるところによる。

(返還の猶予及び免除)

第15条 前条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれの各号に定める期間の範囲内において、修学等資金の返還を猶予する。

- (1) 市内医療機関において常勤職員として看護師等の業務に従事する者 従事している期間
- (2) 養成機関を卒業した後、引き続き市内医療機関において看護等の業務に従事する意思を持って、看護師等を養成する養成機関（すでに卒業した養成機関及びそれと同目的の養成機関を除く。）に在学する者 在学している期間
- (3) 災害、疾病その他やむを得ない理由により看護等の業務に従事できない者 従事できない期間

2 前条の規定にかかわらず、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学等資金の返済を免除する。

- (1) 養成機関を卒業後、常勤職員として市内医療機関において、修学資金貸与期間と同じ期間、看護等の業務に従事したとき（ただし、他の修学資金

等を借り受けている場合は修学資金貸与期間より 1 年間多く看護師等の業務に従事した場合とする。)。この場合において、期間内に他種養成機関への進学、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護業務に従事できなかった期間があるときは、その期間を従事した期間に含めないものとする。

(2) 前号に規定する看護等の業務従事期間中に、看護等の業務上の理由により死亡し、又は身体に障害を負ったために看護等の業務を継続することができなくなったとき。

3 前 2 項の規定による修学等資金の返還の猶予又は免除を受けようとする者は、看護師修学等資金返還猶予（免除）申請書（第 9 号様式）にその理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

4 会長は、前項に規定する申請書の内容を審査し、返還の猶予又は免除を承認するときは、看護師修学等資金返還猶予（免除）承認通知書（第 10 号様式）により申請者に通知する。

（異動等の届出等）

第 16 条 被貸与者は、被貸与者又は保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、異動等の届出書（第 11 号様式）にそれを証明できる書類を添えて、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。ただし、被貸与者が第 1 号に該当したときは、保証人がこれを行う。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 住所又は氏名を変更したとき。
- (3) 養成機関を休学、停学、留年、復学又は退学となったとき。
- (4) 勤務先を変更したとき。（被貸与者に限る。）
- (5) 貸与期間中、新たに他の修学等資金を借り受けたとき。

2 被貸与者は、保証人が死亡したとき、又は第 8 条第 2 項に定める要件を満たさなくなったときは、速やかに新たな保証人を立て、誓約書（第 4 号様式）を会長に提出なければならない。

（延滞利息の徴収）

第 17 条 会長は、被貸与者が正当な理由なく、修学等資金を返済すべき日までに返済しないときは、返済すべき日の翌日から返済した日までの日数に応じ、その金額について年 14.6 パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

（補則）

第 18 条 この要領に定めるもののほか、修学等資金の貸与について必要な事項は、委員会の意見を聴いて、会長が定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から施行する。